

<マイナ保険証に関するQ&A>

2024年6月13日作成 ※随時更新します。

Q1. そもそも「マイナンバーカード」とは何ですか？

A. マイナンバーカードは、氏名・住所・生年月日・性別などが記載された顔写真付きのプラスチック製のカードで、申請すると無料で交付されます。裏面にはマイナンバー(12桁)が記載されており、法律または条令で定められた手続きにおけるマイナンバーの確認を1枚で済ませることができます。※マイナンバーカードの有効期限は発行から5年です。
※マイナンバーカードを持っていない場合、マイナンバーが分かる書類と、顔写真付きの本人確認書類の2点が必要です。

詳細は → [マイナンバーカード総合サイト \(kojinbango-card.go.jp\)](https://kojinbango-card.go.jp)

Q2. 「マイナ保険証」とは何ですか？

A. 「マイナンバーカード」に「健康保険証」を紐づけたものが「マイナ保険証」です。
お持ちのマイナンバーカードに健康保険証の利用登録をして紐づけることができます。

Q3. 「マイナ保険証」は健康保険組合から送られてくるのですか？

A. Q2 の通り、マイナ保険証は、加入者ご自身が「マイナンバーカード」を交付してもらい、ご自身で健康保険証利用登録をするものであり、健康保険組合が発行するものではありませんのでご注意ください。

Q4. 「マイナンバーカード」を「マイナ保険証」にするにはどうすれば良いですか？

A. マイナポータル上で利用登録を行うことができます。
パソコンやスマートフォンを利用しない方は、セブン銀行ATM、各市区町村にある住民向けの端末等で登録を行うことができます。

詳細は → [マイナンバーカードの健康保険証利用 | マイナポータル \(myrna.go.jp\)](https://myrna.go.jp)

【マイナンバー総合フリーダイヤル】 0120-95-0178
平日9:30~20:00 土日祝9:30~17:30 (年末年始を除く)

Q5. 令和6年12月に保険証が廃止になると聞きましたが、何か手続きは必要ですか？

A. マイナンバーカードの取得と健康保険証の利用登録をご確認ください。
現行の健康保険証は令和6年12月2日に廃止になります。
ただし、移行期間が1年間ありますので、廃止後すぐに保険証が使えなくなるわけではありません。また、マイナンバーカードを保有していない方も医療機関を受診できるよう、健康保険組合では加入者の方に「資格確認書」(有効期間最長5年)を発行する予定です。

Q6. マイナンバーカードがないと病院を受診出来ないのですか？

A. 上記Q3 の通り。
ただし、健康保険証、資格確認証 を使用する場合とマイナ保険証を使用する場合とでは窓口負担額が異なりますのでご注意ください。

Q7. マイナ保険証移行に伴い、住民票住所の登録が必要と聞きましたが、登録しないと何か問題が出るのですか？

A. 医療機関を受診する際、医療機関では受診者が健康保険の資格を持っているかどうか、「オンライン資格確認」(Q8 参照)を行います。住民票住所の登録がないと資格確認が取れない可能性があります。

※R5.12.8「資格取得時の健康保険組合による住民票上の住所情報の把握の必須化について」が施行、この省令改正により、健康保険組合では加入者の「住民票住所」を把握することが必須化されました。

Q8. オンライン資格確認とは何のことですか？

A. マイナンバーカードのICチップ、または健康保険証の記号・番号等により、医療機関受診の際、オンラインで健康保険の資格情報(氏名漢字・氏名カナ・生年月日・性別・住民票住所)の確認ができることをいいます。

**Q9. 資格確認書とは何ですか？保険証とは何が違うのですか？
健康保険証を残せば済むのではないですか？**

A. 「資格確認書」とは、マイナンバーカードを持っていない人、持っても保険証と紐づけしていない人、介護が必要な高齢者や子供などカード取得が難しい人でも保険診療を受けられるように、健康保険証の代わりに健康保険組合が発行するものです。有効期限は最長5年と定められています。

A. 政府は医療DX(デジタルトランスフォーメーション)を進めています。

その政策の一環として“現行の健康保険証を廃止、マイナ保険証への移行”があります。

現在のところ、「資格確認証」は「マイナ保険証」へ移行するまでの暫定的なものです。

Q5.にもある通り現行の健康保険証も廃止後1年間は使用できます。

詳細は → [医療 DX について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)